

1. 動植物・食品関係

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針	現状	委員からの質問・意見	所管省庁コメント	備考
1. 食品衛生						
(1) 基準の国際整合化等						
13 (食肉中の薬物残留基準) 厚	30104	食品衛生調査会での審議の一層の迅速化を図る。	個別専門的評価を行う分科会の活用により、食品衛生調査会の作業合理化を図り審議の迅速化を推進。	審議の迅速化」の具体的な成果いかん。	現在までにオキシテトラサイクリン等11物質について、残留基準値を設定。さらに4物質について検討中。	
(2) 検査の簡素化等						
1 (ハチミツ) 厚	82009	輸出国政府発行の証明書が添付してあれば、原則として抗生物質の検査を免除するよう各食品衛生監視員事務所に通知する。	昭和57年4月、左記措置を実施。	輸出国政府発行の証明書が添付してあるにもかかわらず、抗生物質検査を実施した事例の件数いかん。	ハチミツの輸入申請の際に、食品等輸入届出書に輸出国政府が発行した抗生物質を含んでいない旨の記載がある証明書が添付してあれば、あらためて抗生物質検査の実施を指示していることはない。	
5 (食器の輸入検査) 厚	89383	費用のかからない行政検査の受入れ数を拡大し、検査費用の低減を図る。		どの程度 検査費用の低減」が図られたと考えるか。	現在、器具・容器包装の検査成績書については、同一メーカーの同一製品を継続して輸入する場合にあっては、輸入者が初回に輸入した際に実施した検査成績書の有効期限を無制限とし、2回目以降の輸入については検疫所において無作為抽出によりモニタリング検査(行政検査)を実施して、食品衛生上の安全性を確保しており、2回目以降の輸入にかかる輸入者の負担を大幅に軽減している。	

1. 動植物・食品関係

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針	現状	委員からの質問・意見	所管省庁コメント	備考
2. その他の食品関係						
2 (乳製品) 厚農	10103	日本乳業技術協会が実施している指定乳製品の輸入検査について、輸入食品等事前確認制度のもとで外国検査データを受け入れる。	平成7年10月、オーストラリアの酪農製品20品目について登録し、外国検査データを受け入れ輸入時の検査を省略とした。	平成7年10月以降、本制度における登録品目数は増加したか。	平成7年10月以降に、新しく事前確認制度の登録をした食品数は、タイ33品目、台湾22品目、アメリカ27品目を追加し、合計137品目が登録されている。(平成10年9月現在)	
厚農	10103	同協会が実施する畜安法及び不足払い法に基づく検査について、外国検査データの受け入れについて速やかに問題提起者と意見交換を行い、結論を得る。	平成6年7月、7年2月にオーストラリア側と意見交換を行い、検査の目的等を説明した。今後も意見交換を継続していくことで合意している。	オーストラリア側との意見交換の現状いかん。	その後数回意見交換を行った結果、オーストラリア側は、日本の検査の必要性を理解した。(措置済)	

1. 動植物・食品関係

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針	現状	委員からの質問・意見	所管省庁コメント	備考	
3. 植物防疫制度の改善							
(2) 個別品目							
3 (切り花)	(大農運)	20101	検査の効率性を確保しつつ受検者の負担を軽減できるような検疫時のサブリング方法等について、専門家の意見も聴きつつ、さらに検討する。	2段階抽出検査の導入は、専門家も条件付きで評価したが、植物検疫の現場に導入できるかどうか検討した結果、再検査の際の検査時間の増大及び再度の抽出作業による切り花の品質低下等の問題もあり、導入は困難との結論に達した。	一部の関係者の意見のみに左右されるのではなく、消費者の観点も含め関係者全体の意見を汲みながら、輸入に係るトータルコストを勘案しつつ、検討すべき。 EBC(欧州ビジネス協会)の意見を聴いた上で、さらに議論して行きたい。	EBCの当初の申し立てについては、既に所要の措置を講じている。また、2段階抽出検査の導入については、OTO推進会議での議論及び対策本部の決定を踏まえ、専門家及び輸入関係者からの意向を踏まえ検討を行い、導入困難との結論に達したので、当省としては所要の対応は行ったものと認識している。	
	(大農運)	20101	事前検疫を受けた切り花については、違反事例の生じた原因について、関係国の専門家との協議により究明し、その結果を踏まえ、確認検査をランダムチェックとすることの可否について、二国間で協議する。	平成8年3月、不正事例が続いており、ランダムチェック制への移行は不可能であることをオランダ側が理解した。	ここでいう「違反事例・不正事例」は、「いないはずの害虫が見つかった」という意味か。	混入していないはずの輸入禁止品、輸出検査での不合格品、輸出検査を受けていない切り花が見つかったものである。	
	(大農運)	20101	成田空港における燻蒸料金については、利用者と燻蒸業者が意見交換を行い改善方を検討するよう促す。	平成7年8月、関係者間で話し合いが行われ、燻蒸料金の改善が行われた模様。	EBCに対し、料金改定実施についての意見照会を行ったか。	くん蒸料金について利用者とくん蒸業者で改善方を検討するよう促し、料金の改善が行われたことにより、当省としては対処方針どおり所要の対応は行ったものと認識している。	

1. 動植物・食品関係

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針	現状	委員からの質問・意見	所管省庁コメント	備考
10 (オーストラリア産農 オレンジ及びレ ンの低温処理)	10102	低温処理の日本側植物防疫官による確認については、検査負担の軽減方を十分に検討し、関係当局間で速やかに調整する。	日本側植物防疫官による確認の結果、平成6年9月にオーストラリアに対し低温処理の適切な実施を要望。今後、検査負担の軽減に資するべく両国の植物防疫官の業務分担を検討することとしている。	業務分担についての検討状況いかな。	当初の対処方針では検査費用の負担軽減に資するべく、日豪植物防疫官の業務分担を検討していくことであったが、業務分担自体の見直しについて、当方の業務分担の考え方(確認業務のみを日本側で行うこと)を豪側に提示したところ豪側は納得し、その他要望もなかった。なお、日本側植物防疫官の派遣については、現在のところ豪側から特段の問題提起はなされておらず、問題なく実施されているところである。	*
11 (タイ産マンゴウ) 農	30101	蒸熱処理については、現場であったとされる問題事例等に係る事実確認を行うとともに、日本側植物防疫官による確認を不要とする可能性及びそのための条件について、日・タイ間で早急に話し合いを行う。	平成8年4月の日・タイ専門家会合等で、問題事例は、重要な技術的問題があったことを確認し、タイ側も蒸熱処理施設の維持管理の問題については認識し、日本側植物防疫官の派遣の必要性を認めた。	日本側から植物防疫官を派遣しなければならない理由いかな。	実際の検疫措置の実施には人為的ミスが起こる要素もあり、事実、タイでは処理温度を測定する温度計及びセンサーの不良、マンゴウこん包施設のミバエ汚染防止措置の不備(こん包施設の網張り不備等)の事例も生じているので、検査官の派遣による確認が必要である。	

1. 動植物・食品関係

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針	現状	委員からの質問・意見	所管省庁コメント	備考
4. 動物検疫						
(1) 食肉関係						
2 (偶蹄類の動物の肉等の加熱処理基準)	農 20102	油で揚げの方法による病原体の殺滅効果に関する科学的試験データの提出後には、基準追加に至る時期的目的を明確にし、関係国と技術的協議を速やかに行う。	平成7年2月、提出すべきデータについて、タイ国専門家に説明。平成8年4月、タイ側から科学的試験の中間報告を受け、試験方法等についての助言等を行った。	タイ側が要望している加熱処理方法を現行の加熱処理基準に追加することに、日本側からの助言等は実質的どの程度効果があったのか。	タイ側の実施した試験には試験設定等に問題があったことから、改善のため技術的な助言を行った。タイ側はそれをもとに試験計画を改め再度試験を行うと聞いている。	○*
5. JAS						
3 (JAS143(針葉樹の構造用製材))	農 10202	ラジアタ松の品質基準として、髓心部又は髓に関する基準を設定する可能性について、速やかに技術的検討を進める。	平成6年5月以来、関係者との間で意見交換を進めてきており、必要な場合は、改正を行うこととしている。	「必要な場合」とあるが、ニュージーランド側の要望に応えられない理由いかな。	ニュージーランドの要望について検討するためには、平均年輪幅と強度との相関関係のデータが必要であるがこのデータ(既に依頼済)が未提出であるため。	○*
4 (JAS702(機械による曲げ応力等級区分を行う×4工法用製材))	農 10202	材縁部における節の量と強度との相関関係について共通の理解を得るよう速やかに意見交換を行う。	平成6年5月以来、関係者との間で意見交換を進めてきており、必要な場合は、改正を行うこととしている。		ニュージーランドの要望について検討するためには、材縁部の節と強度との相関関係のデータが必要であるが、このデータ(既に依頼済)が未提出であるため。	
6. 飼料						
1 (添加物審査の迅速化等)	農 90417	飼料添加物の指定に係る農業資材審議会においては、審議すべき案件が相当数そろってから適宜開催してきたが、今後は原則として年1回開催し、審議の一層の促進を図る。	飼料及び飼料添加物の審議品目が増えていることに対応し、近年では、農業資材審議会は年3回開催している。	年3回程度の開催頻度で、積み残しなく審議を尽くすことは可能なのか。	農業資材審議会飼料部会は、飼料添加物の指定の必要性が生じたつど開催しており、指定の積み残しはない。なお、平成8年度以降は、年3回開催しているところである。	